

鳴門市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の向上を図るとともに、大地震における住宅の倒壊等による被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅耐震化促進事業の実施について必要な事項及び耐震改修等を実施する市民に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等の戸建て、長屋、共同住宅及び住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅で3階建てまでのものをいう。

(2) 木造住宅耐震診断支援事業

木造住宅の耐震診断を行う事業をいう。

(3) 木造住宅耐震改修支援事業

木造住宅の耐震改修工事に対して助成する事業をいう。

(4) 耐震シェルター設置支援事業

木造住宅に徳島県が認定した耐震シェルターを設置する工事又は耐震ベッドを設置する工事に対して助成する事業をいう。

(5) 住宅の住替え支援事業

倒壊する可能性が高いと診断された木造住宅からの建替え・住替えに伴う除却工事に対して助成する事業をいう。

(6) 耐震診断

耐震診断員が実施し、耐震化工事検査員が適切であると認めた耐震診断をいう。

(7) 耐震改修等

耐震改修支援事業、耐震シェルター設置支援事業及び住宅の住替え支援事業による工事をいう。

(8) 評点

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 徳島県木造住宅耐震診断・耐震改修マニュアルによる総合判定

イ 促進委員会で認められ、市長が耐震改修等を実施するのに適切であると判断した耐震診断方法等による評点・評価等

(9) 耐震診断員

徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成28年4月1日施行）に基づき、耐震診断員として徳島県に登録された者をいう。

(10) 耐震改修施工者等

徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱（平成21年4月1日施行）に基づき、耐震改修施工者等として徳島県に登録された者をいう。

(11)解体業者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業業者で県内に本店又は営業所を有する者（個人事業者を含む。）をいう。

(12)耐震化工事検査員

徳島県木造住宅耐震化工事検査員登録要綱（平成27年4月1日施行）に基づき、促進委員会が推薦し、木造住宅耐震化工事検査員として徳島県に登録された者をいう。

(13)促進委員会

木造住宅の耐震化を促進するために、徳島県木造住宅耐震化促進委員会運営規程（平成16年4月22日施行）に基づき設立された委員会をいう。

(14)委託機関

木造住宅耐震化促進事業において、耐震診断及び耐震化工事検査の業務を鳴門市と委託契約した団体をいう。

(15)改修事業計画書

補助事業のうち、耐震改修支援事業の実施を申請する者（以下「申請者」という。）が委託機関へ提出し、耐震化工事検査員が検査を行う事業計画書類をいう。

(16)低コスト工法

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が認めた一連の評価技術をいう。

（事業対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び耐震診断の対象者は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 市内に存する木造住宅を所有する者（耐震シェルター設置支援事業及び住替え支援事業にあっては現に居住している木造住宅（改修後居住する予定の木造住宅も含む。）を所有する者に限る。）（木造住宅を所有する者と親子関係にある者その他市長が特に認めた者を含む。）で、鳴門市に納めるべき税（法人については法人市民税を含む。）に滞納がない者

(2) 市長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住する者で、鳴門市に納めるべき税（法人については法人市民税を含む。）に滞納がない者

（事業対象住宅等）

第4条 耐震診断の対象となる木造住宅並びに補助事業の対象となる木造住宅、経費、補助率及び補助限度額は、それぞれ別表第1に定めるところによる。

2 前項の補助対象住宅は、市内に存するもので、過去に耐震改修等に係る県又は市の補助金の交付を受けていないものに限る。

3 補助対象外経費は、別表第2に定めるところによる。

（補助金の額）

第5条 補助事業に対する補助金の額は、1棟につき補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、補助限度額を限度とする。ただし、1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（耐震診断の申込み等）

第6条 申込者は、事業着手前に別表第3に掲げる書類を市長に提出し、事業の内定を受

けなければならない。この場合において、当該木造住宅に借家人がいる場合は、当該借家人に対し耐震診断の実施に係る同意を得ておかななければならない。

（補助金の交付申請等）

第 7 条 申請者は、事業着手前に、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出し、事業の内定を受けなければならない。この場合において、当該木造住宅に借家人がいる場合は、当該借家人に対し補助事業の実施に係る同意を得ておかななければならない。

2 前項の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事業の内定）

第 8 条 市長は、第 6 条の申込み又は前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて委託機関への照会、現地調査等により申請内容を確認し、適当と認めたものについて事業の内定を決定し、通知するものとする。

2 市長は、事業の内定通知の際、事業の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（耐震診断の実施）

第 9 条 市長は、前条の通知（耐震診断を行うものに限る。）をしたときは、委託機関へ耐震診断を依頼するものとする。

2 委託機関は、耐震診断員を申込者又は申請者の所有する住宅へ派遣し、耐震診断を実施するものとする。

3 委託機関は、耐震診断員が実施した耐震診断結果の書類を審査した後、市長へ報告するものとし、申込者又は申請者に対し、耐震診断員を通じて報告するものとする。

（耐震診断の自己負担）

第 10 条 申込者又は申請者は、耐震診断員が現地調査を終了したときは、耐震診断に必要な経費の一部を耐震診断員に支払わなければならない。

（事業計画書の提出）

第 11 条 申請者は、第 8 条の通知を受けた後、耐震診断の結果に基づき、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第 12 条 市長は、前条の書類の提出があったときは、当該計画に係る書類等の審査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申請内容を確認し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、通知するものとする。この場合において、規則第 3 条第 2 号に規定する収支予算書の提出があったものとみなす。

（補助金の交付条件）

第 13 条 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件とする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（耐震改修等の着手）

第 14 条 耐震改修等の着手は、補助金の交付決定通知後に行わなければならない。

(変更の承認の申請等)

第 15 条 申請者は、第 12 条の補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付変更を決定し、通知するものとする。

(軽微な変更)

第 16 条 条例第 5 条第 1 項第 2 号の市長が定める軽微な変更は、補助対象経費等の補助金の額の算定に関わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(事業が年度内に完了しない場合の報告)

第 17 条 申込者は、耐震診断の内定のあった年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないときは、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないときは、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(工事の検査)

第 18 条 市長は、工事が市長の指定する中間工期（住替え支援事業を除く。）に達したとき、及び工事が完了したときは、当該工事に係る書類等の審査及び委託機関への照会、現地調査等により工事内容を検査するものとする。

2 申請者は、前項の検査を受ける場合は、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第 19 条 申請者は、補助事業が完了したときは、別表第 3 に掲げる書類を補助事業の完了の日から起算して 30 日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、完了実績の報告について必要があると認めるときは、申請者又は施工者等に報告を求めることができるものとする。

3 申請者は、第 1 項による書類を提出する前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっている場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額するよう手続を行うものとする。

(額の確定)

第 20 条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第 21 条 申請者は、前条の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領を、耐震改修等を施工した者に委任（以下「受領委任」という。）するときは、別表第 3 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 22 条 市長は、前条の請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

2 受領委任により補助金を支払ったときは、申請者に補助金を支払ったものとみなす。

(帳簿等)

第 23 条 申請者は、条例第 18 条の規定により、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了又は中止の承認を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産の処分の制限)

第 24 条 申請者は、補助金の交付を受けて耐震化工事等を実施した木造住宅を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、定住せず、又は除却してはならない。

2 規則第 13 条第 2 号及び第 3 号に規定する市長が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した機械器具等とする。

3 条例第 19 条ただし書きに規定する市長が定める期間（以下「制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）で定められている当該財産の耐用年数に相当する期間（以下「耐用年数」という。）とし、第 1 項に規定する住宅の制限期間は、耐用年数と補助事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年経過を比較して長い方の期間とする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第 25 条 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別表第 3 に掲げる書類により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(雑則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(鳴門市木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 鳴門市木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条第 1 8 号の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に同号の改修事業計画書を委託機関が受け付けたものについて適用する。
- 3 令和 5 年度鳴門市木造住宅耐震化促進事業補助金に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

耐震診断支援事業	
対象住宅	市内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅
耐震改修支援事業	
補助対象住宅	市内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、評点が 1.0 未満と判定されたもの
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①改修後の評点を 1.0 以上とするもの ②高さ 1.5 メートル以上の家具を固定 ③耐震改修施工者等が施工 ④市長が別に定める啓発活動への協力及びエシカル消費（県産材利用や廃棄物の削減など）への取組 ⑤感震ブレーカー（分電盤タイプに限る。以下同じ。）を設置（既に感震ブレーカーを設置している場合を含む。）
補助対象経費	次に掲げる耐震改修工事に要する経費、感震ブレーカーを設置する工事に要する経費及び低コスト工法を採用した耐震改修設計に要する経費 ①改修後の評点を向上させる耐震改修 ②評点に反映しない部分的な欠陥を改善する工事 ③地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要な工事 ④家具を固定する工事 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が減災に寄与すると認めた耐震改修関連工事
補助率	耐震改修工事に要する経費の 5 分の 4 以内
補助限度額	1 棟当たり 1,350,000 円 （感震ブレーカーを設置する工事に対して、補助の合計が補助対象経費の額を超えない範囲で 100,000 円を限度に加算） （低コスト工法を採用した耐震改修工事を行った場合、その設計費用に対して、補助の合計が補助対象経費の額を超えない範囲で 100,000 円を限度に加算）
耐震シェルター設置支援事業	
補助対象住宅	市内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、評点が 1.0 未満と判定されたもの
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①持家であって、耐震シェルターを設置するもの又は耐震ベッドを設置するもの ②高さ 1.5 メートル以上の家具を固定 ③耐震改修施工者等が施工 ④市長が別に定める要件を満たしたもの ⑤感震ブレーカー（分電盤タイプに限る。以下同じ。）を設置（既に感震ブレーカーを設置している場合を含む。）
補助対象経費	次に掲げる工事に要する経費及び感震ブレーカーを設置する工事に要する経費 ①耐震シェルターを設置する工事又は耐震ベッドを設置する工事

	②家具を固定する工事
補助率	耐震シェルター又は耐震ベッド設置工事に要する経費の5分の4以内
補助限度額	1棟当り800,000円（耐震ベッド設置の場合は400,000円） （感震ブレーカーを設置する工事に対して、補助の合計が補助対象経費の額を超えない範囲で100,000円を限度に加算）
住宅の住替え支援事業	
補助対象住宅	市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、評点が0.7未満と判定されたもの
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①現在居住する住宅の全てを除却するもの ②解体業者が施工するもの
補助対象経費	次に掲げる工事に要する経費 ①住宅を除却する工事 ②地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要 工事
補助率	5分の2以内
補助限度額	1棟当り300,000円

別表第 2

耐震改修支援事業	
補助対象外経費	・新築、改築、増築工事に係る経費 ・リフォーム工事に係る経費 ・平成12年6月1日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費 ・造園、門扉等の外構工事に係る経費 ・家庭用電化製品、家具、カーテンなどの購入に係る経費 ・電話、インターネット、ケーブルテレビの配線工事に係る経費 ・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費 ・浄化槽設置工事に係る経費 ・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費 ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費 ・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費
耐震シェルター設置支援事業	
補助対象外経費	・新築、改築、増築工事に係る経費 ・耐震シェルター設置に伴わないリフォーム工事に係る経費 ・平成12年6月1日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費 ・造園、門扉等の外構工事に係る経費 ・家庭用電化製品、家具、カーテンなどの購入に係る経費 ・電話、インターネット、ケーブルテレビの配線工事に係る経費 ・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費 ・浄化槽設置工事に係る経費 ・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費 ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費 ・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費
住宅の住替え支援事業	
補助対象外経費	・新築、改築、増築工事に係る経費 ・昭和56年6月1日以降に増築された部分の除却工事に係る経費 ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費 ・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費

別表第 3

耐震診断申込み時	
提出書類	・ 木造住宅耐震診断申込書（様式第 1 号） ・ 住宅の付近見取り図 ・ 居住者の同意書（貸家の場合） ・ その他市長が必要と認める書類
補助金交付申請時	
提出書類	・ 補助金交付申請書（様式第 2 号） ・ 住宅概要書（様式第 2 号の 2） ・ 住宅の付近見取り図 ・ 居住者の同意書（貸家の場合）
事業内定後（補助事業のうち、住宅の住替え支援事業以外の場合）	
提出書類	・ 事業計画書（様式第 3 号） ・ 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの） ・ 住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真 ・ 木造住宅耐震診断報告書の写し ・ 改修設計計算書（エクセル版）及び診断ソフトによる改修後計算書 ・ 図面（配置図（敷地内の全建物の配置図）、現況平面図、改修平面図、詳細図（必要に応じて）） ・ 計画確認書（自主検査を行ったもの） ・ その他市長が必要と認める書類
事業内定後（補助事業のうち、住宅の住替え支援事業の場合）	
提出書類	・ 事業計画書（様式第 4 号） ・ 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの） ・ 住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真 ・ 木造住宅耐震診断報告書の写し ・ 図面（配置図（敷地内の全建物の配置図）、現況平面図） ・ 計画確認書（自主検査を行ったもの） ・ その他市長が必要と認める書類
補助金交付変更申請時	
提出書類	・ 補助金交付変更申請書（様式第 5 号） ・ 事業計画後の提出書類のうち変更のあったもの
補助事業中止（廃止）申請時	
提出書類	・ 補助事業中止（廃止）申請書（様式第 6 号） ・ 木造住宅耐震診断報告書の写し （耐震改修等と併せて行う耐震診断を実施したが、耐震改修等を行わないと判断した場合）
補助事業（耐震診断）完了期日変更報告時	
提出書類	・ 補助事業（耐震診断）完了期日変更報告書（様式第 7 号）

中間検査時		
	提出書類	・ 中間確認書（自主検査を行ったもの） ・ 工事写真 ・ 検査対象部分図（平面図に工事完了範囲、検査範囲及び未施工範囲を記載したもの）
完了検査時		
	提出書類	・ 完了確認書（自主検査を行ったもの） ・ 工事写真
完了実績報告時		
	提出書類	・ 完了実績報告書（様式第 8 号） ・ 補助金精算書（様式第 9 号） ・ 工事契約書の写し ・ 工事代金領収書の写し ※見積書から変更がある場合は、補助対象金額の内容が分かる内訳書 ※受領委任の場合は、工事代金から補助金を差し引いた金額の領収書の写し ・ 工事写真 ・ その他市長が必要と認める書類
補助金請求時		
	提出書類	・ 補助金請求書（様式第 10 号） ※受領委任の場合は、補助金受領委任払請求書（様式第 11 号） ・ 額の確定通知書の写し
消費税仕入控除税額の報告時		
	提出書類	・ 消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）